

指定訪問介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社アイシーネットが開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅に於いて、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問介護予防サービスの運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うと共に、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 アイシーネット介護センター
- 2 所在地 つくば市柴崎1055

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 2名（常勤職員）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等
介護福祉士 3名（常勤職員）
介護福祉士 1名（非常勤職員）
ホームヘルパー2級 2名（非常勤職員）

訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前7時から午後10時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、つくば市、土浦市の区域とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、個人の負担割合証に準じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する)

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 身体介護と生活援助が同程度
- 4 介護予防訪問介護相当サービス

2. 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、片道おおむね30Km以上 600円を上限とする。

(この場合の交通費も実費の範囲以内で設定する)

3. 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービスの提供記録の整備)

第9条 通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(秘密保持)

第10条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するとともに誓約書を取り交わす。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

3. 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情の対応)

第11条 訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 訪問介護員等は訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると

ともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時に於ける対処方法)

第13条 事業者は利用者に対するサービスにより事故が発生した場合には、速やかに保険者市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2. 事業者は前項の事故状況及び事故に対してとった処置に対して記録する。

(感染症の予防及び蔓延防止に関する事項)

第14条 事業所は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的(概ね6月に1回以上)に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

(虐待防止防止のための措置に関する対処方法)

第15条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他弱体防止のために必要な措置

2. 事業者はサービス提供中に当事業従業者及び養護者(利用者の家族、高齢者を擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに居宅介護支援事業所及び市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第16条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、防災計画を策定し定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第17条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 月1回

2. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社アイシーネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

令和06年4月1日改定